

公立大学法人会津大学コンプライアンス推進室設置要綱

(平成27年3月31日制定)

(目的)

第1条 公立大学法人会津大学研究活動における公的研究費の取扱いに関する規程(以下、「研究費規程」という。)に基づき、研究費規程第5条第1項に定める不正防止計画の推進のため、公立大学法人会津大学コンプライアンス推進室(以下、「推進室」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、研究費規程のとおりである。

(組織)

第3条 推進室は、次に掲げる者によって組織する。

- 一 統括管理責任者
- 二 コンプライアンス推進責任者
- 三 総務予算課長
- 四 企画連携課長
- 五 その他最高管理責任者が指名する者 若干名

2 第1項に規定する者のほか、必要に応じ、推進室の議に基づいて、外部有識者を委員として加えることができる。ただし、公的研究費の不正使用に係る調査を行う際は、必ず外部有識者を加えなければならない。

3 公的研究費の不正使用に係る調査を行う際は、調査の対象となった教職員等が属する部門等の長を委員として加える。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進室に委員長1名と副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。
- 3 副委員長は、コンプライアンス推進責任者をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(業務)

第5条 推進室は、次に掲げる事項を扱う。

- 一 不正防止計画の策定に関すること。
- 二 公的研究費の管理及び運営に係る不正使用の発生リスクの把握及び分析に関すること。
- 三 不正使用の発生リスクの改善に関すること。

- 四 公立大学法人会津大学における公的研究費の使用に関する行動規範（以下、「行動規範」という。）の策定に関すること。
- 五 研究費規程に定める公的研究費の不正使用に係る調査に関すること。
- 六 取引業者との癒着防止、不正な取引を行った業者の処分に関すること。
- 七 その他不正防止計画の推進に関すること。

（会議）

第6条 推進室の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事が、前条第1項第五号に定める調査を扱う場合であって、委員が調査に関係する者であるときは、当該委員を招集することができない。
- 4 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め又は意見を聴くことができる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進室に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年3月31日から施行する。
- 2 公立大学法人会津大学研究費等不正防止計画推進室設置要綱（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。